

中世末期から近世初頭にかけての城郭について

——主として豊前国の場合——

乙 咩 政 巳

はじめに

一 切寄の検出とその分布

二 秀吉の城郭政策

三 豊前一揆と黒田氏統治下の城郭

四 細川氏統治下の城郭

おわりに

はじめに

近年、伐株山城跡（玖珠郡玖珠町所在）をはじめとして、県下でもようやく本格的な城館の発掘調査が実施されるようになった。これは開発が山上にまで進行しつつあることを如実に物語るもので、それに対抗するためには早急に城館の所在を確定し、把握することが必要とされよう。

さて、ここでは文献史学の立場で、中世末期から近世初頭に至る城郭について、当時の為政者による政策面に焦点をあてて掘り下げることにする。まず、切寄に関しては阿蘇品保夫氏により本格的な論究がなされており、その具体的内容を紹介しつつ、若干の疑問点についての私見を述べておきたい。

次に、私は「宇佐の中世城跡」（『大分県地方史』一一七号）の中で、豊前国の城郭廃絶時期について、三時期区分の可能性を提起した。すなわち、第一段階として天正十五年（一五八七）黒田氏が豊前六郡に入部して豊前一揆を鎮圧した直後、第二段階は慶長五年（一六〇〇）に黒田氏が転封して新たに細川氏が入部した直後、第三段階は元和元年（一六一五）閏六月の一圍一城令發布直後、以上の三段階である。しかし、大きな軍事史の流れの中では、もう一段階設定して四時期区分法を採用した方がよりの確であると考えるに至った。従って、それらの時期区分についての論拠を、この場を借りて説明しておきたい。

一 切寄の検出とその分布

城が史料上に多く確認されるようになるのは、南北朝期からである。恐らく、その頃の城は自然の要害を最大限に利用したもので、土塁・濠といった防禦施設も本格的なものではなかったと推定される。この時期の城がどのような構造・性格を有していたか、今後の発掘調査による解明に期待されるところである。

ところで、中世末期には切寄なる歴史用語が、史料上に多く検出される。この切寄については、すでに阿蘇品保夫氏によって次のように指摘されている。¹⁾

(一)切寄は敵の攻撃の対象となっている特定の地を指し、人工の土壇や切り落し土塁を持つ構築物で、城郭の一例として理解される。

(二)四日市切寄に代表されるように、同族連合の形で、切寄の戦力が構成され、そのほかに他姓の寄合衆も加わり、さらに大友氏より奉行が派遣されることもある。

(三)切寄の果たした戦略的役割については、在地の連絡、補給を確保する役割を担い、日常的な郡内防衛の拠点として散在していた。

四文献から拾い上げられる切寄は二十例を越すが、その所在については豊前国宇佐郡・下毛郡内に集中し、国東郡に例外を一例見出すことができ、在地領主の日常生活と密着した地域に存在している。

(四)切寄に関する史料の成立時期が限定され、年代の明らかなものは、天正七年(一五七九)・同八年・同九年を中心として、天正十五年(一五八七)を下限とする戦国時代末期のものである。

(五)切寄とは天正六年の日向耳川合戦以来、衰退の傾向をたどる大友領国の中で、豊前地方の方分(地方司令官)であった田原紹忍が領域内反乱抑止・外敵奇襲に対拠するため、本領確保指向の強い在地領主たちの希望を利用する形で切寄という語が生まれたと推測される。以上のように、切寄の具体的内容が把握されたのである。

切寄が中世城郭を意味することは、史料上に検出される切寄を検討すれば一目瞭然である。この点について、福岡藩の貝原益軒は元禄七年(一六九四)に豊前・豊後両国を旅行した時の紀行文「豊国紀行」⁽²⁾の中において切寄についての説明記事があり、次のように記載している。

五月七日の朝、椎田のやどをいで、筑城郡松江の駅にゆく。椎田より一里八町あり。高田村は松江の東にあり。二里に近し。此村に昔の切よせのあと有。平地なり。まほりに小土手あり。ほりあり。ほりは今は田となる。村老にとへば、此宅は有吉内記・同宮内兄弟守るといふ、これ黒田長政姫隈の城をせめ給ひし時、来り救はんとせし者にや。

十七世紀期末において、「切寄」を「きりよせ」と訓読していたことが判明し、現存する小字名も全くそれと同一である。「築上郡志」下巻によると、益軒の見た切寄は神畑城跡のことであると指摘し、ここには宇都宮氏の旗下に属する有吉氏の居城であったとしている。さらに、同書には元山切寄についても紹介しており、「赤幡村にあり。或記には、淵上寺の城跡と云へり、今は切寄平と称す。城主詳ならず」と見える。

以上のことから、切寄が在地領主の城郭であったことが、より一層鮮明に理解されよう。ここで注目すべきことは、切寄が築城郡内に存在していたということである。従って、阿蘇品保夫氏が指摘されたように、切寄が豊前国宇佐・下毛両郡のみに認められるという点は疑問となる。

そこで、管見の範囲内で史料上に検出される切寄を掲示すると、表1の通りである。切寄の大部分は豊前国に認められ、ついで豊後国にもかなり存在しており、また筑前国にも若干検出された。つまり、切寄は豊前・豊後・筑前の三か国に存在していたことが判明したのである。豊前国については、史料上において宇佐・下毛両郡にしか見出しえないが、『築上郡志』下巻に記述されているように、築城郡内に二例の切寄が確認されている。他の手掛りによって、まだ多くの切寄が把握されそうである。

表1 史料上に検出される切寄一覽表

No	国名	切寄名	現在地	比定	検出年月日	文書発給者	出典	備考
1	豊前国	賀来安芸守切寄	大分県中津市大字加来		天正二 天正三 天正四 天正五 天正六 天正七 天正八 天正九	田原親家 田原親家 田原親家 田原親家 田原親家 田原親家 田原親家 田原親家	西巻三三九号 西巻三三九号 西巻三三九号 西巻三三九号 西巻三三九号 西巻三三九号 西巻三三九号 西巻三三九号	大畑城
2		福島佐渡守切寄		福島	天正八 天正八 天正八 天正八 天正八 天正八 天正八 天正八	大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統	西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号	田丸城
3		萬田(間田)切寄		萬田	天正八 天正八 天正八 天正八 天正八 天正八 天正八 天正八	大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統 大友義統	西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号 西巻三六号	

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	
佐野切寄	高家切寄	赤尾切寄	佐井木(西来)切寄	安福寺切寄	元重氏の切寄	雀尾切寄	築地切寄	成恒統直切寄	成恒越中守切寄	是則切寄	
佐野	高家	上赤尾	西木	下高家?	宇佐市大字上元重	下毛郡?			下毛郡三光村大字成恒	是則	
⑦	⑦	⑦	①⑦	⑦	⑤⑦④⑦	⑦	①⑦	⑦	⑦	⑦④⑦	④①⑦⑦④⑦④⑦
(天正〇・〇・二)	(天正八?・九・五)	(天正〇)・九・九	天正八・五・四 天正八・五・四	(天正八?)・四・三	天正八?・二・三 天正八?・二・三 天正八?・二・三 天正八?・二・三 天正八?・二・三	(天正二〇)・三	天正九・三・三 天正九・三・三	天正九・四・九	天正八・八・三	天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六	天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六 天正二・二・六
⑦	⑦	⑦	①⑦	⑦	⑤⑦④⑦	⑦	①⑦	⑦	⑦	⑦④⑦	④①⑦⑦④⑦④⑦
大友義統	大友義統	大友円斎	田原親家	田原紹忍	田原紹忍	大友義統	大友野仲 義統兼	田原紹忍	大友義統	大友義統	大友義統
⑦	⑦	⑦	①⑦	⑦	⑤⑦④⑦	⑦	①⑦	⑦	⑦	⑦④⑦	④①⑦⑦④⑦④⑦
三卷二八号	三卷二五号	三卷二四号	三卷一三三号 三卷一三四号	三卷七号	三卷一五号 三卷一六号 三卷一七号 三卷一八号 三卷一九号	三卷一九号	三卷二六号 三卷二七号	三卷四七号	三卷三九号	三卷五七号 三卷五八号	三卷四九号 三卷五〇号 三卷五一号 三卷五二号 三卷五三号 三卷五四号 三卷五五号 三卷五六号 三卷五七号 三卷五八号 三卷五九号
土居城	高家城	光岡城					田嶋崎城を合む?	田嶋崎城?			

21	20	19	18	17	16	15	14
"	"	"	"	"	"	"	豊前国
広崎氏の切寄	須賀切寄	阿波甲斐入道切寄	敷田の切寄	四日市切寄	尾長居切寄	時枝切寄	佐野切寄
"	"	"	"	"	"	"	大分県宇佐市大字佐野
中原		宇佐市	中敷田	四日市	尾永井	上・下時枝	
㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
(天正一)・二〇・四	(天正一)・六・四	(天正一)・四・六	天正二・五・七	天正二・八・九 天正三・一・三 天正三・二・五 天正三・三・九 天正三・四・二 天正三・五・六	天正二・八・九 天正三・一・三 天正三・二・五 天正三・三・九 天正三・四・二 天正三・五・六	天正二・八・九 天正三・一・三 天正三・二・五 天正三・三・九 天正三・四・二 天正三・五・六	天正二・八・九 天正三・一・三 天正三・二・五 天正三・三・九 天正三・四・二 天正三・五・六
㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
佐田鎮綱	田原紹忍	田原紹忍	土但種口	大友友友友友 義統義統義統義統	大友友友友友 宗義親義親義親	田原原原 親親親親親親	大友友友友友友友友友 義統義統義統義統義統義統
㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
三卷 三六号	三卷 一五号	三卷 三三号	三卷 七八号	三卷 六六号 三卷 三六号 三卷 二六号 三卷 二九号 三卷 二九号 三卷 二九号	三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号	三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号	三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号 三卷 三六号
			敷田城			時枝城	土居城

- 一 神原組小松尾切寄 四り拾丁
- 一 飛田組木無礼古城 苅り三丁
- 一 仏原山城切寄 四り半
- 一 梨原組鳥屋古城 三り半
- 一 市万田組小無礼切寄 貳り半
- 一 藤北組鏡ヶ嶽切寄 五り半
- 一 田原組舞田原切寄 七り半

但 東西広サ六丁拾八間、南北三丁拾六間、西ニ入口有り、東西北ハ大川渡り無し、川ヲ山迄四十式間、内拾間余立岩也、宿ニ當リ白杵領黒坂、指渡し十丁程、

とある。この覚書自体は巡検使案内のために作成されたもので、豊後国大野部内各村の概要を知ることのできる好史料である、といわれている。これによって大野部内に、相野切寄・下自在高尾切寄・小牧切寄・梅無礼切寄・小松尾切寄・仏原山城切寄・小無礼切寄・鏡ヶ嶽切寄・舞田原切寄の9例が確認されたのである。なお、注目すべきこととして、舞田原切寄の規模が注記されており、東西約六九〇メートル、南北約三五九メートルもあり、かなり大規模なものであったことが知られるのである。

豊後国に多くの切寄が検出されたように、筑前国においても同様の傾向が看取されるように思われる。切寄が三か国に存在したという点に着目するならば、当然大友氏との関係を考慮に入れなければならない。つまり、それは大友氏が、比較的安定した支配を確立できたこととうまく対応しているように思える。切寄の抽出される文書の発給者は、大友宗麟・大友義統・田原紹忍(義統の伯父)・田原親家(義統の実弟)が中心で、その外に大友氏の支配が強く浸透していた地域の在地領主にもその使用例が若干認められるのである。

ところで、阿蘇品氏が推定されたように、田原紹忍が宇佐・下毛二郡における領域内の反乱抑止、外敵奇襲に対処するため、本領確保指向の強い在地領主たちの希望を利用する形で切寄という語が生れたとする見解には賛同しえない。というのは、豊前方面の方分である田原紹忍の支配領域外でも、切寄が散見されるからである。たとえば、大友氏に最後まで忠節を尽した筑前立花城の城督立花道雪が、宇部右馬助に宛てた感状案によれば、

前十二、山田切寄取懸之砌、別而被_レ碎_レ手、頸一討捕、高名感悅無_レ極候、小大達ニ上聞一候條、必可_レ被_レ成_ニ御感一候、
恐々謹言、

六月十九日

道雪書判

宇部右馬助殿

と記載されている。山田切寄が筑前国内に所在していたことは確實で、柏屋郡新宮町に大友氏によって築かれたといわれる上山田城・下山田城があり、このいずれかに比定されそうである。ここで、立花道雪が切寄という用語を使用しているように、切寄を田原紹忍に求めることには疑問が残る。従って、切寄とは広義に解すれば、大友氏によって命名された在地領主の城郭を意味するものといえよう。それ故に、切寄が大友氏の領国で、比較的安定した豊前・豊後・筑前の三か国に検出されることと、密接不可分な関係にある。

次に、切寄の上限と下限について考えてみたい。切寄一覧表から判明するように、切寄は天正七年から同十五年の間に確認される。しかし、その上限を考える手掛りとして、田川・築城両郡の切寄が注目される。天正七年以降この地域は反大友勢力の拠点で、大友氏の入る余地は全くありえない。つまり、大友氏が豊前国を安定的に支配した時点において、従前存在した城郭を切寄と呼称したのである。この点、高家切寄を例示すると、当初切寄は天正八年頃に検出される中島氏の居城であったが、これはすでに永和二年（一三七六）に初見される高家城（高家要害）を前身とするものであったと推測されるからである。

豊前国の切寄の下限については、天正十五年段階が一応の目安と考えられる。これは豊臣秀吉の九州平定後における、城郭

破却政策の推進と大友氏の支配から離脱したことによるものである。しかし、切寄の名称は後世まで残存した。

〔注〕

- (1) 阿蘇品保夫「切寄考」(『石人』二五七・二六〇・二六一号、一九八一年)
- (2) 貝原益軒「豊国紀行」(『中・近世の豊前紀行記』所収、一九七六年)
- (3) 「宇佐市史」中巻(宇佐市史刊行会、一九七七年)所収の大字・小字一覽
- (4) 「安心院町誌」(安心院町誌編集委員会、一九七〇年)所収の資料編地区別小字図
- (5) 「角川日本地名大辞典—大分県—」(角川書店、一九八〇年)所収の小字一覽
- (6) 伊藤尾四郎「福岡県史資料」第十輯所収
- (7) 「豊後国村明細帳」八巻(大分県地方史研究会、一九七五年)
- (8) 田北学「増補訂正編年大友史料」二七巻、四二号
- (9) 「日本城郭体系」一八巻(新人物往來社、一九七〇年)所収の城郭一覽
- (10) 「都甲文書」四巻九・一〇号(『大分県史料』九巻)

二 秀吉の城郭政策

天正六年(一五七八)、大友宗麟は日向征服を果すため大軍を派遣したが、同十一月の高城・耳川合戦で島津軍に敗北した。この時、有能な武將を多く失ない、大友氏の領国支配は大きく変質し、著しく衰退して行くのである。まず、天正七年十月二月豊後国において、大友氏の庶家田原親貫が本家に反旗を翻し、翌年には同じく山北紹鉄も親貫に呼称して挙兵するといふ有様であった。しかし、これらの反乱は、大友氏の自力でどうにか鎮圧することができた。

この頃、九州では島津・大友・龍造寺の三者が、鼎立し抗争を繰り返していた。天正十二年三月、龍造寺隆信が島津・有馬

の連合軍と島原において合戦を展開、隆信は戦死して龍造寺の大敗に帰した。この段階で大友・島津両氏の正面衝突は決定的となり、島津軍は筑前国へと侵襲し、大友氏は危機的状況の第一歩を迎えることになる。同十三年豊臣秀吉は島津・大友両氏に停戦を命じたが、島津義久はこれを無視した。島津軍の豊後侵入を予期した大友宗麟は、同十四年三月臼杵から大坂へと出帆し、翌月には秀吉に謁見して大友氏救援の確約を得ることに成功したのである。

秀吉は援軍として黒田孝高・宮本宗賦・安国寺惠瓊らを九州に派遣、彼らは同年八月～九月頃には豊前国に到着していたようである。秀吉は先発隊に対し、攻略上の注意事項を詳細に指示しており、そのうち城郭に関する秀吉の考えを見ることにする。

秀吉が前三者に宛てた、(天正十四年)八月五日付の豊臣秀吉朱印状には、

一 関戸を人数相越、船付不_レ被_二執切_一様ニ、城ヲ四ツも五ツもかなめく_二に可_レ被_二相拵_一儀專要候事、
とある。関門海峡を越え大軍を九州に上陸させる船着場を確保し、敵の攻撃を阻止するためには、その付近の要所に四～五つの城を築くように指令を下している。

同様に前三者に宛てた、九月二十五日付の豊臣秀吉御内書によると、

一 輝元・隆景・元春、両三人書状、是亦加_二披見_一候、然者門司・赤間城普請申付候由、尤思召候、何も味方中諸城弥丈夫に可_二申付_一之由、猶以右三人江可_二中間_一候事、

と見える。門司城(北九州市門司区)と赤間城(下関市)の普請と、味方の諸城をも堅固にするように命じており、周到な準備のもとに敵の攻撃を確実に阻止することを主眼としている。

同十月三日付の秀吉朱印状において、前三者に次のように指示している。

一 城を取巻候共、敵者後巻有間敷と被_二思召_一候得共、敵後巻に可_レ越道に敵を可_レ請城を、四も五もかなわのことくに相拵、人数を入置、敵城を中に取こめ候ハ、敵五万と取こめて、二万五千有_レ之共不_レ苦候、日比秀吉城々を御取巻の手立、敵を請候城を不_二取巻_一、さきに相拵人数を入置、其うしろにて取巻候事得物にて候、大敵を相手にいたし、救度御

本意有^レ之^レ事候間、其行等^二阿川・輝元^一へも申候て、右之分可^レ然候事、

(中略)

一 敵味方春に成候ハ、くたひれ候て大あくび有^レ之^レ而、可^レ令^二迷惑^一候処へ、段々に被^レ遣^二入^一敷^レ、被^レ出^二御馬^一候者、被^レ悪逆人はひとりころひをいたすべく候條、手聞不^レ入に、一人も不^二相残^一、可^レ刎^二首候儀^一、手にとらせらるゝやう被^二思召^一候條、片時もはやく、年の暮にも成、春を待かね候者、被^レ得^二其心^一、可^レ然^二之由^一、再^二申談^一候事、

前条によると、敵城を包圍した場合、敵は城の後方や側面を取巻くことがないと考えそこから逃走するため、これを迎撃する城をかなわのように4、5築城し、兵士を常置するように命じている。この作戦は敵城を完全に包圍して、兵糧攻めにすることを示唆している。後条では、敵城包圍作戦を念頭に置きつつ、敵も味方も長期戦で疲弊する折、援軍が到着するため敵は周章して必らず自然崩壊するので、その時に敵を一人も残さず刎首するよう指示している。いわば見せしめのための惨殺である。

次に、秀吉が黒田孝高・安国寺恵瓊に宛てた、同十二月晦日付の朱印状には、「其表つなきの城は丈夫に申付候由、可^レ然候、龍王・妙見両城江、玉葉差籠通尤候」とあるように、秀吉は鑿城をも堅固にし、味方の損害を最小限におさえ、敵に乗ずる隙を与えない確実かつ安全な方法で、一歩ずつ征服せんとする方針がここに看取される。

ところで、豊前国に入国した秀吉の先登隊の様子について、ここで触れておきたい。天正十四年十月十日までに、同国の反大友方の有力な在地領主であった、長野・山田・広津・中八屋・時枝・宮成氏が人質を提供していち早く秀吉方に帰順した。この直後に島津軍が豊後国内に侵略し、これに内応する南部衆が多く続出するという厳しい状況下にさらされた。

黒田孝高は豊前国京都郡内の刈田に陣を移し、十一月七日には築城郡内の宇留津城を吉川・小早川両氏と共に包圍して攻略、千余人を刎首し、籠城していた男女とも残らず生捕り磔刑に処したのである。その後、当城に一日逗留し、城を破却した上で刈田へと帰陣したようである。残虐な皆殺しという行為は、見せしめのためであるが、前出史料に確認されたように、秀

吉の戦略構想を着実に遂行していたことの一端を示している。城の破却についても、再度敵兵が入城して抵抗させないため、恐らく秀吉の差図に従ったものと推察される。

「黒田家譜」(巻三)には、「豊前数ヶ所の城没落せしかば、孝高、並、その余の諸將の武略にをされて、筑前・筑後・肥前・肥後の敵、降参する者また多し」と記述されている。敵軍の恐怖心をあおり、戦意を喪失させるという戦略が、功を奏したことは言うまでもないが、天正十四年段階において一部の城郭が完全に破却されたことが判明する。

秀吉の九州平定は予定通り進行していたが、豊後国では天正十四年十二月十二日に、大友義統・仙石秀久・長宗我部元親の連合軍が戸次川原で無謀な合戦を起こし、島津軍に惨敗するという大失態を演じている。翌年二月には秀吉の異父弟、羽柴秀長が、同三月には秀吉自身が九州へと出陣、島津軍は敗走を余儀なくされ、五月上旬に島津義久は秀吉に降服した。

九州を平定した秀吉は、五月十三日付の羽柴秀長宛てた朱印状の中で、九州成敗に関する十四か条から成る条々を⁽¹⁰⁾発している。特に、注目すべき城郭政策が所収されており、豊前・豊後兩國に關連するものを次に掲示する。

(A) 一豊後國にて、去年以來表裏を仕候者之儀は、城を請取、可^レ致^二破却^一、其中にも城を置候はで^レ不^レ叶城は、大友左兵衛(義統)身に成候者に相持せ、可^レ然候哉、夫は左兵衛督と致^二談合^一、可^レ為^二分別^一次第事、

(中略)

(B) 一肥後・筑後・筑前三ヶ國には、城を拵、城主それ々^レに破^二仰付^一被^レ入置^一、博多の近所に御在所御普請、可^レ被^レ仰候條、其方は備前少將・宮内中務法印・蜂須賀阿波守・尾藤左衛門・黒田勘解由、右之者共として、日向・大隅・豊後城普請可^レ申付^一候、併^レ不^レ入城ハわらせ可^レ然事、

(C) 一豊前國之儀、是も不^レ入城はわり、豊後と豊前之間に城一つ、馬が岳と右境目の城と遠候は、其間に一城豊前之内に可^レ置、城普請可^レ有候、国々之者共、忠不忠を相礼、知行可^レ遣候間、其分心得、諸事無^レ油断^一申付、細々に少之儀も、以^二書^一御本陣へ、毎日成共、不^レ及^二思案^一事於^レ有^一之者、可^レ申上^一候、請^二御返事^一覚悟可^レ然事、

(A)では、豊後国において去年以来反逆した家臣の城は受け取って破壊し、それらの内どうしても必要な城は、大友義統の身内の者に与えることとし、義統と相談の上で決定するよう命じている。(B)では、肥後・筑後・筑前三か国に城を築き、城主をそれぞれ決定して入城させることにし、また博多付近に御在所を築造することを決めており、羽柴秀長には黒田孝高らと共に、日向・大隅・豊後の城普請を命じ、不用の城については破却を指示している。(C)では、豊前国での不用な城は破壊し、豊後と豊前の境目に一城、馬が岳と境目の城が遠隔であれば、その中間地点に一城普請することを指示し、また国人共の忠節度を選別して知行を認ることも申し送っている。

勿論、この条々の中には、秀吉が宗麟に日向国を隠居料として給与し、居城の遷定は宗麟の意志に任せるといふ条文も見えるが、彼はそれらを固辞して受けなかった。このように全ての条々が実行に移されたわけではなく、その後の修正・変更も認められるのである。とはいっても、実現可能な諸事項については、積極的に推進されたであろう。特に、反乱分子の一大拠点となりうる城郭では、秀吉の命を受けてある程度の破壊が遂行され、これは国割り後においても継続されたと思われる。城普請については、九州の国割りが未確定の時期であり、たとえ一部で着工されたとしても、大部分は天正十五年（一五八七）六月の九州国割り決定以降に求めるべきであろう。

ここで、条々に散見される「不入城」について触れてみたい。「入らざる城」とは不用の城のことで、日常は使用せず臨戦体制下で籠城するという性格のもので、これは山城を意味すると思われる。地形的に恵まれた地域の在地領主は、山麓に宅所（居館）を構え、その山頂部に切寄（城郭）を築城していたことが、宇佐郡の赤尾氏の事例で十分に察せられるところである。天正十五年段階において、秀吉の城郭破却政策を順守し、一部の城郭がその破壊対象にされたと思像される。

以上のように、天正十四年から同十五年にかけて、秀吉の戦略構想にのっとり、豊前国の一部の城郭が破却されたことが指摘できるのである。

〔注〕

- (1) 「増補訂正編年大友史料」二七卷、一〇八・一〇九号
- (2) 外山幹夫「領国支配の動揺」(「大友宗麟」、吉川弘文館、一九七七年)
- (3) 「増補訂正編年大友史料」二七卷二〇一号
- (4) 同右、二四三号
- (5) 同右、二四六号
- (6) 同右、三九九号
- (7) 同右、三五九号
- (8) 同右、三二二号、且原益軒「黒田家譜」卷三
- (9) 神崎信博「島津軍侵入と兩郡衆の内応」(「大分の歴史」四卷、大分合同新聞社、一九七七年)
- (10) 「増補訂正編年大友史料」二七卷、五四六号
- (11) 林一也・乙咩政巳「宇佐の中世城跡」(「大分県地方史」一一七号、一九八五年)

三 豊前一揆と黒田氏統治下の城郭

天正十五年(一五八七)六月、豊臣秀吉は薩摩国よりの帰路、筑前国箱崎において九州の国割りを決定、豊前国に關しては三分の二を黒田孝高に、残り三分の一を毛利吉成に給与することにした。⁽¹⁾秀吉が黒田氏に宛てた、七月三日付の領知朱印状⁽²⁾によると、

今度為ニ御恩地、於ニ豊前国、京都・築城・中津・上毛・下毛・宇佐六郡之事、被ニ宛行ニ畢、但宇佐郡之内、妙見・龍王兩城当知行分相ニ除之、其外全令ニ領知、弥可レ抽ニ奉公忠勤ニ之由候也、

天正十五

秀吉公

七月三日

御朱印

黒田勘解由とのへ

とある。黒田領は京都・築城・中津・上毛・下毛・宇佐の六郡で、うち宇佐郡の妙見（院内町大字香下）と竜王城（安心院町大字竜王）の二城は、黒田氏の領知外に置かれていた。この点に関して、外園豊基氏は両城とも大友氏の支配下にあったと指摘された³⁾。即ち、妙見城は天正十五年十月二日付の「妙見城籠城人数覚、田原近江旗下妙見城二定番籠勢人数之事」という史料で確認され、当城の城番衆には田原氏一族とその有力家臣、および宇佐郡の者も若干加わっていたことも明らかになっている。

ところで、秀吉は九州平定に協力した宇佐郡の時枝武蔵守に対し、同年七月三日付の朱印状⁴⁾の中で、六郡のうち検地を実施した上で千石の知行を宛行うとしている。豊前国に入部した黒田氏は、早速領国経営にのり出すことになり、孝高は時枝城に入って領内仕置三か条の制法を發布した。この中の一条には検地を実施するに際し、隠田と面積のごまかしに対しては非科に処すると規定している⁵⁾。「禅源寺年代記録」（中山重記校訂）の天正十五年の項に、「七月ヨリ黒田殿領シ、検地ス」と書かれている。それを裏付けるように、八月吉日付の高家村検地帳と九月二十七日付の元重村検地帳写の二冊が現存し、いずれも差出検地であったと考えられている⁶⁾。

同年八月には、佐々成政の領国である肥後国において、検地反対の国人一揆が起こり、九月に入ってその報に接した孝高は、筑後国久留米へと出向き、その留守に乗じて黒田領内でも一揆が勃発した。

この豊前一揆の原因については、検地の実施により、給人の知行入れ替え、本貫地の没収、他所への転封等が意図され、在地土豪層にとっては容認できなかったと指摘⁷⁾されている。いずれにしても秀吉は黒田氏の豊前入部後、直ちに検地実施を命じていたことは、前出の時枝氏に宛てた朱印状によって明瞭であろう。

次に注目される一揆の要因として、「豊前国宇佐郡四日市村年代記」（中山重記校訂）に、「天正拾四年播州姫路より始めて当

国に出来、翌年七月より中津川に居城築立、前後十五年在国也」とあり、天正十五年七月から中津川城（中津城）の築城に着手しており、これに対する反発が想定されるのである。つまり、大規模な土木工事には、周辺の土豪・百姓等が徴発され、次第に黒田氏に対する不満が高揚し、やがて一揆へと直結したという想定である。

城普請も反乱の一因であったとする点に関し、ここに私なりの仮説を提起しておきたい。まず、前節で指摘したように、秀吉は秀長に対し五月十三日付の朱印状⁸の中で、豊前国の不用な城を破却し、豊後・豊前両国の境目に一城を築き、これと馬が岳城との距離が遠ければ、その中間地点に一城普請することを指示し、さらに在地土豪層の忠不忠を選別して知行を宛行う旨を伝えていたのである。

孝高は豊前六郡に入部すると、当初馬が岳城を本居とし、早くも七月から中津川城築城にとりかかっており、あとは境目番城の存在が裏付けられれば、孝高は秀吉の城郭政策を忠実に実行していたことが証明されることになる。ここに脚光をあびるのが高森城（宇佐市大字高森に所在）の存在で、当城は黒田孝高の実弟利高の居城であったことが文献史料⁹に看取される。孝高は宇佐郡内の支配・統治と豊後境目衆に対するおさえのための軍事的・政治的拠点として、入部直後から本格的にこの城を築いていたのである。従って、豊前一揆の際、反黒田方の宇佐宮政所惣検校益永宗世が高森で戦死していること¹⁰から、高森城での攻防戦が展開されたことを間接的に物語っている。二城普請による在地土豪層等の離反は必至であった。

近年、高森城跡の発掘調査が実施され、立派な土塁・濠の存在、および掘立柱の建物群等が検出され、遺物として瓦片・染付（明朝末期）・瓦質土器片等が出土し、遺構・遺物の上から十六世紀末期に位置づけられる近世城郭であり、文献史料とも全くうまく符合している。

以上のように、孝高が秀吉の城郭政策を継承した背景には、島津遠征において羽柴秀長の指揮下に置かれ、それ故に秀吉が秀長に宛てた十四か条の内容を知悉していたのであろう。そして秀吉からも、ほぼ同様の指示を受けていたと思われる。さらに、浅野長政が秀吉の意を奉じて黒田長政に宛てた、八月十二日付の奉書¹¹によれば、豊前侍で忠節のある者は取り立て、そ

うでない者は、成敗をするよう伝達している。

いずれにしても、不用な城の破却、新たな城の普請、並びに検地の実施は、在地土豪層の忠誠心を測る格好の尺度であった。孝高が秀吉の政策を着実に実施した理由は、秀吉の性格を知悉した上で、彼が秀吉の欲心が得られることと、失政の責任を土豪層に転嫁できるものと計算していたのであろう。従って、十一月十一日付で羽柴秀長が毛利吉成に宛てた書状の中で、「一揆言語道断所行、黒官兵仕やう悪ニよって、如此猥之由風聞候」といわれたが、孝高が秀吉の政策を確実に実行している限り、佐々成政とはちがって、秀吉から叱責されることは必然的に緩和されることになろう。

「黒田家譜」(巻五)によると、豊前一揆は上毛郡付近から惹起されたように記載されており、中津城普請との相関関係が推測される。その後、黒田領の全域で反黒田勢力が挙兵、秀吉は吉川広家・毛利輝元等の中国衆を鎮圧のために動員させた。十二月二十七日付の秀吉から孝高に宛てた書状に、「城井表付城丈夫申付、中豊前野中家米楯籠候犬丸城、吉兵衛尉取巻即時賁崩数百人討果、首進上候」「相残ニヶ所城、吉川其外輝元人数申談取巻由、尤雖可_レ為_ニ辛勞_一候_上、弥可_レ入精_一候」と見え、一揆勢は二城だけを残して全て制圧されていた。最後まで抵抗した宇都宮氏も、翌年二月黒田氏によって謀殺され、一揆は完全に鎮圧された。この反乱によって、在地領主の城郭が本格的に破却されたことは言うまでもない。

さて、「黒田家譜」に記載されている黒田氏支配下の城郭として、中津城・感田城^(刈)・馬が岳城・高森城の四城が確認され、孝高は入部当初馬ヶ岳城を本居としていたが、秀吉の好意から好所に移ることを公認され、中津城に移居したとしている⁽¹⁾。

文禄二年(一五九三)、秀吉は朝鮮での失態を理由に大友吉統を除封、豊後国は小藩に分立されることになる。この時、宇佐郡の妙見・竜王両城がどのように処置されたか不明であり、今後この方面の究明が待たれる。

慶長五年(一六〇〇)天下分け目の合戦が展開されるが、大友吉統は豊後国にもどって西軍方として参戦した。東軍方の黒田氏は境目番城の高森城に集結して、豊後国へと進撃、寛家純の富来城、熊谷直陳の安岐城を攻略、その後、細川忠興の厲城木付城救援に向き、ついに大友軍と石垣原で決戦となり大勝利を得たのである。さらに孝高は、毛利吉成の小倉城攻略のた

めにも出陣していた。こうして戦功をあげた黒田氏は、筑前五十二万石へと転封することになる。

〔注〕

- (1) 「九州御勤座記」
- (2) 「増補訂正編年大友史料」二七卷、五八二号
- (3) 外園豊基「豊臣期黒田氏豊前国入部と一揆」(『九州中世社会の研究』所収、第一法規出版、一九八一年)
- (4) 「増補訂正編年大友史料」二七卷、五八一号
- (5) 「黒田家譜」卷五所収
- (6) 外園豊基「豊前国における天正・慶長の検地」(『歴史評論』三七一号、一九八〇年)
- (7) 前掲(6)
- (8) 「増補訂正編年大友史料」二七卷、五四六号
- (9) 「黒田家譜」卷五、天明八年の「豊前国宇佐郡長洲組差出帳」高森村の項
- (10) 「益永系図」(『大分県史料』二九卷所収)
- (11) 「黒田家譜」卷五所収の文書
- (12) 「増補訂正編年大友史料」二七卷、六四二号
- (13) 前掲(11)
- (14) 「黒田家譜」卷四

四 細川氏統治下の城郭

慶長五年(一六〇〇)に徳川家康によって国替えが実施され、黒田氏のあとに細川忠興が豊前一国と豊後国速見・国東両郡の合わせて三十九万九千石を与えられた。忠興は中津城に入り、まもなく子息の忠利を当城に置いて小倉城へと移っている。

細川氏支配下の城郭については、「細川藩譜採要 四」に、慶長七年の事として次のように書かれている。

一 豊前豊後の御持の城九ヶ所

一 豊前小倉御居城

一 中津 興五郎殿御在城、後忠利君御居城、忠利君御下り迄は志水三宗加に御預け、三斎君御隠居後小倉と御入替被_レ置候、

成候、

一 龍王 妙庵主御在城、慶長六年の秋、妙庵主之花田の御城御預被_レ置候へ共、小倉に御居城被_レ成候へは、花

田は不_レ入との事にて龍王城を御普請被_レ成、妙庵主慶長八年二月廿九日御移被_レ成候、同十二年妙庵

主御死去以後長岡主膳に御預、同十六年御家を被_レ立退候、已後長岡伊賀守好重又長岡右馬重政を

被_レ差置候、

一 岩石 長岡肥後忠直在城、肥後生害後、的場甚右衛門・市野熊之助在番いたし候得共無_レ入故、小倉より御

中小姓五六人交るく勤番、

一 一ツ戸 荒川勝兵衛輝宗在城、忠興君御意此城はねふと程なる城なれば、人数少にても持るるを被_レ仰候と也、

一 香春 中務少輔孝之主御在城、

一 門司 長岡勘ヶ由左衛門延元在城、

一 豊後高田 長岡武蔵守立行在城、

一 木付 松井佐渡守康之在城、公領をも致_レ支配候、

以上のように、細川氏が領国を支配する上で、九か所の城郭を使用していたことが知られる。また、「細川藩譜便覧 角」にも同様の記事があり、「一、富来城に幽斎君御望不_レ被_レ成候間、御毀被_レ成候」と見える。つまり、忠興は前支配者の城郭をそのまま踏襲することはなく、不用なものは破却していたのである。

豊前国の場合についてみると、黒田時代は四か所の城郭が把握されたが、細川氏は中津城だけを残して、他の三城は番城として採用されていない。たぶん富来城と同様に、破却の対象とされたと推定されるのである。このことから、高森城は黒田時代のわずか十四年間しか、境目番城としての機能を果さなかったことになる。

ところで、忠興は新たに下毛郡の一ツ戸城と宇佐郡の龍王城を番城として採用している。一ツ戸城については、享保六年(一七二一)五月の「豊前国下毛郡宮園村明細帳」に、

一古城跡老ケ所

是八百十四年已前細川三斎様御下城ニ而、城番荒川少兵衛殿〔 〕墨ハ野原ニて、石垣少々残居リ申候、とある。当城は細川氏の番城で、荒川氏がここに詰めていたことが知られ、前出史料を傍証するものである。

ところで、元和元年(一六一五)閏六月、幕府は諸大名の軍事を削減する目的から一国一城令を通達、この場合の一国とは一つの分国を意味するもので、この法令は主として西日本の外様大名領に適用されたらしく、各地で約四百の城が数日のうちに取り壊されたといわれている⁴⁾。この法令を受けた細川氏は、どのように対処しようとしたのであろうか。

元和元年閏六月二十九日付、忠興が忠利に宛てた書状の中で、城郭に關係する一節を抽出すると、

一諸国城割之御觸状、今日廿九到来候、則門司之城今日方わらせ申候、残城々使之參著次第わり候へとかたく申付遣候、

此由御奉行衆(以心崇傳)・金地院(本多正純)・上州へ可レ被レ申事、

一中津之儀大炊殿へ談合之由尤ニ候、濟候へば能候、濟候ハでも不レ苦事、

一城わりりのもやうの儀被ニ申越ニ候、千萬ニ一ツ前のことく城を仕候へと被ニ仰出ニ候共、御佗言申、一城にて居可レ申と

存候間、こんりんざいわらせ申候事、

とある。諸国城割の触状が二十九日に到来し、早速その日のうちから門司城を破却、残りの城郭も使者が到着次第に破却するよう指示している。ただし、中津城に関しては、土井利勝と談合して存続の可否を決定するとしながら、最終的に忠興は小倉

城のみを存続させることを考慮していた。

中津城存続の問題について、翌年正月四日付、忠興が忠利に宛てた書状⁽⁶⁾の中で、

一先日可_レ申をはたと失念候、中津之城せう相かない、其まゝをかせらるへき由候、外聞と申忝儀候、可_レ被_レ得_二其意_一
(本多正純) 候、上州・佐州・大い殿へも忝由可_レ被_レ申候、恐々謹言、
(土井利勝)

と記載されている。要するに中津城の存続が許可されたのであり、細川領内において小倉と中津の二城が存在することになった。「細川藩譜使覧 角」⁽⁷⁾には、中津城の訴訟がかない存続が認められ、その外の諸城は破却された旨を記述している。この中で、式部興長は杵築城を去って小倉の屋敷に移り、同じく松井康之供養のため建立された春光院も杵築から小倉に移転、高田城の内膳興道も小倉城下に屋敷を移したことが、部分的ながら紹介されている。

細川氏は前領主の城郭を全て踏襲することなく、新たな領域支配の必要性から新しく採用した番城も見受けられたが、元和元年の一國一城令によって、二城の存続が幕府に公認され、その外の城郭は程度の差はあれ、一応破却されたと判断される。

〔注〕

- (1) 『豊前叢書』第三卷(国書刊行会、一九八一年)所収
- (2) 前掲(1)
- (3) 『豊前国村明細帳(一)』(大分県地方史研究会、一九七九年)所収
- (4) 「一國一城令」(『国史大辞典』一卷、吉川弘文館)
- (5) 『細川家史料』一卷(東京大学出版会、一九六九年)一〇三号
- (6) 同右、一一〇号
- (7) 前掲(1)

中世末期から近世初頭にかけて、豊前国の城郭の変遷等について明らかにしたことを、ここで簡潔に要約しておきたい。(一)史料上において天正七年から同十五年に「切寄」なる用語が散見されるが、これは大友氏の領国である豊前・豊後・筑前三か国に認められ、文書発給者から判断しても、大友氏が在地領主の城郭をさして命名したものといえよう。

(二)切寄の上限は田川郡の例から推定して、天正七年より以前で、大友氏が領国を安定的に支配していた時点に求められる。

(三)天正十四年に大友宗麟の要請で、豊臣秀吉は九州平定のため黒田孝高らを派遣、豊前国に到着した先発隊は反大友方の在地領主を攻略し、見せしめのため敵兵を皆殺しにし、城郭をも完全に破却していた。また、九州平定後も秀吉は不用な城の破却を指示していた。つまり、城郭の破却は天正十四～十五年にかけて実施され、これを城郭廢絶の第一段階とすることができ、大友氏との関係が消失した豊前国の切寄の下限もほぼこれと形式的に一致するものと考えられる。

四)天正十五年七月、豊前六郡に入部した黒田孝高は、秀吉の政策を忠実に実行した。すなわち、城郭の破却・新たな城普請・検地等は、土藪層の忠誠心を把握する尺度であったが、豊前一揆の誘発原因ともなった。しかし、佐々成政とは相違し秀吉の叱責を受けることはなかった。天正十五～十六年の豊前一揆を契機として、大部分の在地領主の城郭が破却され、これを第二段階とすることができる。

(四)慶長五年に細川忠興が豊前一国と豊後速見・国東兩郡を給与されたが、黒田時代よりも拡張された支配領域において、旧領主の城郭をそのまま踏襲することはなく、より実体に合った番城を築城していた。この時に不用な城は破却されており、これを第三段階として設定できる。

(四)元和元年の一国一城令により、細川氏の領国に存在していた九か所の城郭は、小倉城・中津城を残して全て破却された。これを第四段階とすることができる。